

第26回太子町農業委員会総会議事録

令和8年2月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和8年2月20日(金)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 有美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第26回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第26回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、14番廣岡正義委員、1番赤松光男委員を指名します。

議長 今月の報告事項は8件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請4件、非農地証明願が1件、地籍調査における地目変更の確認についてとなります。

議長 まず、受付番号202番の3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：202、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請(所有権移転)、農地の所在：太子町福地[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：854㎡。譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲渡人は姫路市に在住しており、太子町へ帰る予定がないため、農地を引き受けてくれる方を探していたところ、息子の友人である譲受人が無償で引き受けることで話がまとまり、本申請に至っています。

譲受人は新規就農者となりますが、過去に実家の手伝いとして10年以上の農作業経験があります。耕作機械については、トラクター1台、草刈り機2台を現在も営農している父親の農機具を使用する予定であり、居宅が姫路市のため車両で農機具を運搬すると聞いています。申請地では、ネギ、ニンニク、トマト、レモンの木、ユズの木を栽培予定で、地域の農区長と顔を合わせて、雑草の管理、作物等は放置せず、常に自己管理をし、地域の話し合い活動等も参加し、取り決めに従い営農していくとを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員

申請地は、福地 [] で面積は 854 m²、登記簿上は田、現況は 20 年近く耕作無しの保全管理状態の田になります。場所は石海公民館から [] となります。

譲渡人は姫路市の [] 76 歳で福地の出身です。譲受人は姫路市 [] に住む [] 46 歳で、譲渡人の息子さんと友人関係で、これまで [] から依頼があれば、申請地の管理を手伝ってきたそうです。

譲渡人は昨年、ご主人が亡くなり、息子さんは農地の維持管理に積極的でないことから、申請地を譲り受けてもらえないかと相談し、譲受人が農業に興味があり引き受けたことで 3 条申請に至っています。

譲受人は農地を所有していないため、新規就農者となりますが、父親が農業をしており、農業経験があります。父親の農機具を使用し、申請地ではネギ、ニンニク、トマト等の野菜を中心に畑として耕作する計画となっています。

また、電話でヒアリングを行い、譲受人が就農に強い意欲をもち、権利移転後に農機具の保管庫を設置したいとの要望がありました。長い間、保全管理状態の申請地が耕作地として復活することが期待できますので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議 長

ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願ひします。

委員一同

(挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長

受付番号 203 番の 3 条申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：203、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡 []、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,223 m²。譲受人： []、譲渡人： [] となっています。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業経験がなく農地管理に困り、譲受人に相談をしました。譲受人は申請地と隣接している資材置場で土木・建築業をしていることから、譲渡人とは顔見知りであったことから、売買の相談

を受け、太子サンショウ研究会の知人に話をしたところ、サンショウ栽培を勧められ農地を取得することを決めたことで、本申請に至っています。

譲受人は新規就農者になりますが、太子町■■■■の実家で約10年の農作業経験があり、畑は今でも手伝いをしています。今後、太子サンショウ研究会に入会して、研修を受けてサンショウ栽培を計画しています。

耕作機械については、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しています。地域の農区長と顔を合わせて、水利費の支払い、水路や農道清掃や補修等は農会の決定に従い営農すること、地域の話し合い活動等も参加し、取り決めに従い営農していくとの確認をしています。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員 申請地は太子町陸上競技場から■■■■にあり、譲受人は申請地の横で土木の建築業の資材置場をしており、資材置場の南側の一部で野菜作りをしています。譲渡人とは顔見知りのため売買の相談があり、双方が合意したことで本申請に至っています。

譲受人は新規就農者になりますが、実家で約10年の農作業経験があり、今後、太子サンショウ研究会に入会してサンショウ栽培をする計画です。本人から聞き取りを行い、営農していく意欲もあることを確認しています。以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議長 受付番号204番の3条申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：204、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：854㎡。農地の所在：佐用岡■■■■、登記地目：田、

現況地目：田、面積：451 m²。農地の所在：鶺鴒、登記地目：田、
現況地目：田、面積：1,167 m²。譲受人：、譲渡人：となっ
ています。

譲受人は令和7年11月に農地中間管理機構の利用権を活用し、申請地を貸借
していましたが、譲渡人から農地の所有権を渡したい旨の相談があり、譲受人が
了承したことで申請に至っています。

譲受人は自作地として太子町内に5,434 m²の農地を所有しており、水稲を中
心に営農しています。今回の申請地と合わせて7,906 m²の農地を耕作してい
きます。申請地でも水稲を作付け予定です。耕作機械については、トラクター1台、
田植機1台、コンバイン1台を所有しています。引き続き、水路清掃に参加し、
地域の話し合い活動等も参加し、取り決めに従い営農していくとの確認
しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員 申請地は、譲渡人が利用権を活用し、農地管理を依頼していましたが、息子さ
んは神奈川県、娘さんは斑鳩地区に居住していますが、2人とも農業経験がなく、
今後も農業をしない意思があり、さらに親戚の人とも相談した結果、所有権移転
で話がまとまり、申請に至っています。譲受人は、農業経験が豊富にあり、申請
地では水稲を計画しています。自作地でも水稲をしており、問題なく営農してい
けると思います。以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手
願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 受付番号205番の3条申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：205、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所
有権移転）、農地の所在：太子町常全、登記地目：畑、現況地目：

畑、面積：28㎡。譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

譲渡人は92歳の高齢になり、施設に入居したことで農地管理ができず、申請地のすぐ南側に居宅がある譲受人に申請地を取得・管理してもらえないかと相談し、譲受人は申請地が28㎡と狭隘な農地であるので、管理が可能であると考え、了承したことにより申請に至っています。

譲受人は新規就農者になりますが、これまでも庭で家庭菜園をしていた経験があり、申請地ではダイコン、タマネギを作付け予定です。農機具は所有していませんが、居宅の隣に営農している親戚が住んでいることから、必要であれば農機具を借りることができます。譲受人は71歳の高齢ですが、姫路市に住んでいる息子に農地を所有することについて同意を得ており、手助けを受けることができることから、今後も問題なく営農できると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

松本委員 申請地の現地調査を行った結果、現状は保全管理を行っています。
譲渡人は以前から申請地では耕作をしておらず、保全管理のみをしていました。また、息子さんは町外在住で申請地の維持管理が出来ない状況から手放したいとの意向でした。譲受人は申請地の横に1人で住んでおり、田畑は所有していませんが、隣にある義兄が所有している畑でタマネギやイチゴ等の野菜を作っています。農機具等は、近所の甥が一式保有していることから、時々手伝ってもらっているそうです。譲渡人の息子さんから、申請地の畑を貰ってもらえませんかと相談され、ダイコンやタマネギを作る思いがあり、申請に至っています。以上の調査結果から、今後、効率的に利用すると認められることと、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないという2点の許可基準を満たしていると判断します。以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次を受付番号 206 番の非農地証明願について、審議します。説明をお願いします。

事務局 受付番号：206、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町上太田 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積：307 m²。農地の所在：太子町上太田 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積：939 m²。願出人： [REDACTED] となっています。

本件は昭和 51 年 9 月に発生した豪雨災害により、急遽、太子町が復旧を目的に無償で被災地域の災害土砂の搬入用地として借り受けて設置しました。その後、昭和 52 年から現在に至るまで、町民の瓦礫等を受け入れる上太田瓦礫処分場として運用しています。令和 4 年 6 月に借地である上太田瓦礫処分場を太子町が買い受けるために、非農地証明願の審議を行ったが、今回の願出地 2 筆は相続等により、令和 4 年 6 月に非農地証明願の審議を行えず、今回審議を行うことで上太田瓦礫処分場の是正は全て終了するものです。事務局からの説明は以上となります。

議 長 太子町役場生活環境課から説明をお願いします。

生活環境課 上太田瓦礫処分場の経緯については事務局説明の通りです。上太田瓦礫処分場は不燃物処理場として今後も本町には無くてはならない土地であり、施設の安定的運営を確保していくためにも借地ではなく、用地の取得を行おうとしています。今回の申請者で瓦礫処分場の用地購入は完了となりますが、用地取得にあたり、今般、地目が農地であることが判明しましたので、非農地証明願の審議をお願いしております。昭和 51 年の水害後の混乱があったとはいえ、当該地について登記の地目を変更することなく、不燃物処理場として運営していたことは反省すべきことであり、今回審議を賜りまして非農地証明を交付いただけましたら、速やかに地目の変更を行いたいと思いますのでどうか寛大なご可決を賜りますようお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局及び生活環境課の説明について、質問、意見等ございますか。

大西委員 上太田瓦礫処分場の今後の運用及び後、何年分の瓦礫の搬入が可能なのか教えてください。この度の、願出地で終わりですか？

生活環境課 本件の願出地の証明をいただければ、今後、太子町で買収することで終わりとなります。今後も上太田瓦礫処分場として、町民の皆様の不燃物の搬入をしてい

く予定です。搬入については、現在、不燃物の一時仮置き場として使用しており、不燃物が一定量溜まれば、大阪湾フェニックスへ搬出してあります。

議 長 他に、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、非農地として証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、非農地として証明すると決定します。

議 長 次に受付番号 207 番の地籍調査における地目変更の確認について、となります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：207、太子町蓮常寺地内において、地籍調査事業実施に伴い登記簿地目が農地であるが調査により農地以外の地目として判定された土地の地目認定について、昭和 56 年 10 月 7 日付国土国第 409 号国土庁土地局国土調査課長指示通達に基づき太子町長より照会があり、意見回答を求められています。対象地は太子町蓮常寺地内の土地、筆数 8 筆、面積 3,780 m²となっております。課税状況、平成 17 年時点の航空写真が示されており、内容を確認した結果、当該地は 20 年以上前から農地以外の用途に利用されていたことが確認できるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断できると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと決定し、太子町長に回答してよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、太子町長に回答します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これもちまして、第26回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議長
(会長)

前田俊春

議事録署名委員
(14番廣岡正義委員)

廣岡正義

議事録署名委員
(1番赤松光男委員)

赤松光男